

平成 28 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 名 代表取締役社長 田 村 隆 盛
(コード番号: 3814 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 執行役員 管理部長 高 田 一 信
電 話 番 号 0 8 3 6 - 3 9 - 5 1 5 1
U R L <http://www.afs.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 28 日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成 28 年 12 月 27 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 31 条及び第 42 条に変更を行うものであります。なお、この規定の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容について

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 12 月 27 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 12 月 27 日

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借 2. 情報処理システムの販売教育に関する業務 <u>(新設)</u> 3. 情報処理技術者育成に関する業務 4. 市場調査に関する業務 5. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. フードサービス企業向け、情報処理システムの開発・販売・賃借 2. 情報処理システムの販売教育に関する業務 3. <u>電子取引決済に関する受託、集金代行及びその周辺業務</u> 4. 情報処理技術者育成に関する業務 5. 市場調査に関する業務 6. 前各号に附帯する一切の業務 <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>業務執行取締役でない</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>